

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 5 月 7 日

岩手県企業局施設総合管理所長 室月 敦

1 調達内容

- (1) 業務件名 北ノ又発電所ほか水門設備等定期点検整備業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書、特記仕様書等による
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和 7 年 12 月 19 日まで
- (4) 履行場所 八幡平市松尾寄木地内ほか
- (5) 入札方法

(1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、令和 5・6 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の機械設備工事に登録されている者で、岩手県内に本店又は営業所を有していること。
- (3) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法 律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置又は庁舎等管理業務の委託契約等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
岩手県公式ホームページの入札・コンペ・公募情報により行う。
(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/sonota/index.html>)
(問い合わせ先)
〒020-0102 岩手県盛岡市上田字松屋敷 95-1
岩手県企業局施設総合管理所総務課 電話 019-661-4290 (直通)
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和7年5月23日(金) 午後1時30分
四十四田クラブ3階会議室(岩手県盛岡市上田字松屋敷95)
(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

4 その他

- (1) 入札保証金に関する事項 免除
- (2) 入札への参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札への参加希望する者は、**入札説明書に示す書類を令和7年5月15日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。**また、入札日の前日までの間において、岩手県企業局施設総合管理所長から当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札への参加
(2)により提出された書類を審査した結果、入札参加者資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
企業局契約規程(平成6年企業局管理規程第14号)第10条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。